

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 13:30～13:50
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

### <提案者>

鈴木 大造 宮崎県農政水産部農政企画課長

前田 直彦 宮崎県農政水産部農政企画課主査

### <事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 みやざき健康フードビジネス特区～高機能・高品質な農林水産物・食品によるグローバル市場の開拓～
- 3 閉会

---

○藤原参事官 それでは、次に、宮崎県の「みやざき健康フードビジネス特区」のヒアリングを行わせていただきます。

御希望により、提案資料、議事内容は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

全体は 20 分となっておりますので、提案者の皆様方からは 7～8 分程度で御提案の内容、規制改革制度を中心に御説明をいただきまして、その後、質疑応答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木課長 よろしくお願ひいたします。

宮崎県からは、「みやざき健康フードビジネス特区」という形でまとめさせていただきました。今、非常に農業は厳しい状況でございます、やはり生き残る道として、消費者ニーズに応えていくということを地道にやっていくしかないと思っております。その中で、健康という付加価値、これまであまり重視されてこなかった農産物の価値でございますけれども、宮崎県としては確固たる方針を持ってやってまいりました。また、日本全体で海外の農産物との今後の競争、そういったものに打ち勝つための残されたフロンティアとして一番大きいものではないかと思っております。

それでは、早速でございますけれども、提案のほうを御説明させていただきます。規制緩和についてということで御指示をいただいておりますので、主に3点御説明したいと思います。

一つ目は、土壌の分析に関するもの。二つ目が、農場管理をICTを用いて行うもの。最後は、表示に関するものでございます。よろしく願いいたします。

一つ目、土壌の分析でございます。本文の資料のほうでございますと、3ページの①の(1)からでございます。健康にいい農産物を作るという意味で最も基本となるのが土壌でございますけれども、日本は火山性土壌が多くございまして、この数十年、水田、畑、地力が非常に低下しておりまして、科学的分析に基づく対応が求められるところでございます。この土壌分析という仕組みでございますけれども、分析機器が大体数百万円、安いものでも200万円、周辺機器も入れれば1,000万円程度というのもございまして、農協の組合員はJAに設置された分析機器を利用して、その後の施肥等の営農計画の指針としていただいております。宮崎県におきましても、年間1万件以上の検査というのが全体でございまして、主にJAがそれを担っているという状況でございます。

このように農業生産の基礎になっている土壌分析でございますので、計量管理の徹底というのはもちろんでございますけれども、一方で、今後のそういう品質を重視した農産物を作る上では、土壌分析の拠点の数、あるいはキャパシティをさらに伸ばしていく必要がございます。現在、そして、将来的に大きな拠点役割を担うJA等につきまして、土壌分析の実施に関して計量法の規制緩和をお願いしたいと思っております。計量法につきましては、環境計量士の配置等の登録要件が厳格にございます。なお、JAにおきましては、組合員が自ら設置して利用するというような協同組合としての位置付けが非常に強くございますので、環境計量証明事業としてのいわゆるビジネスというものは、若干位置付けが異なるのではないかとというようなことも考えております。

また、先ほど言いましたとおり、県としてこういったものをどんどん増やしていく、土壌分析の促進を図っていくという観点からも、規制緩和のほうをお願いできればと思っております。県といたしましても、職員に対する研修の強化、そういったもので体制の強化については積極的に協力する余地があると考えているところでございます。一つ目が、土壌の分析に関する規制緩和のお願いでございます。

二つ目でございます。ICT管理による効率化ということでございまして、4ページのほ

うにございます。農場の管理、先ほどの土壌と一緒にございますけれども、やはり勘に頼った作業から脱却しなければいけないというのが一つ、非常に大きいテーマとしてございます。そのためには、データに基づくような農場管理を進めていきたいということでございまして、宮崎として今、一番積極的に取り組んでいるのが農場における ICT 情報通信技術を使った管理ということでございます。農場の色々な地点の温度、湿度、そういったもののモニタリングはもちろんのこと、気象条件に対応した農作業、例えば、湿度が多かったのでハウスを開けなければいけないとか、そういったものを遠隔操作できるようなシステムを、本日のヒアリングにも来ていただいております富士通などと一緒に、そういったもののシステムの実用化にこぎ着けているところでございます。

このシステムの一つのポイントが、農場の各地点で計測したデータをオフィス、事務所のほうに飛ばして、それで一元管理するというものでございまして、広い農場の中では無線の活用を想定しているところでございます。無線局の開設につきましては、許可を必要とするものがございまして、農家、農業法人、小規模の農業法人等で許容できる手続的な負担、コスト的な負担を勘案しますと、やはり許可不要の無線局、具体的には特定小電力無線局というものが現実的でございます。

一方で、電波法で認められたものでは、出力、周波数等がいずれも不十分でございます。例えば出力で言えば、直線で 500 メートル程度しか稼げないとか、山間部があるとすぐにブロックされてしまうというものもございまして、周波数帯の幅につきましても、やはりテキスト情報以上のものが送れない。例えば、動画の配信とかが非常に難しいというような状況がございまして。

農地につきましては、例えば携帯電話などもそうですけれども、他の土地と比べても農地における通信インフラは非常に遅れているということがございまして、地理的にも周辺の無線環境に与える影響は相対的に少ないと考えられますので、出力あるいは周波数帯の幅につきまして、電波法の規制緩和のお願いをできないかと考えているところでございます。それが 2 点目でございます。

最後に 3 点目、健康に関する表示の問題でございまして、宮崎県におきましては、平成 18 年以降、約 33 種類の農産物について独自で栄養性成分、機能性成分、そういったものの含有量について逐次分析してまいりました。その中で、ビタミン C でございますとかカルテノイド、抗酸化作用で発がん性を抑制するような物質とか、そういうものが豊富に含まれているようなデータを数多く蓄積してまいりましたが、こういったものをなかなか流通を通して消費者の方にお伝えする手段がないというのが現状でございまして。

現在は、健康増進法のほうで表示の仕方については厳しく、極めて抑制的な形で規制されておりまして、例えば、成分と成分量については表示できますけれども、それがどういったものか、体に対してどういう効果があるのか、いい効果があるのかというような表示ができないために消費者の理解もなかなか進まないという状況がございまして、量販店のほうもそういった表示しかできないのであれば、なかなか売りにならないよねということで、

表示に懐疑的な状況でございます。これは農産物、生鮮食品だけではなくて、加工食品も同じような状況にあると思えますけれども、農産物につきましても、科学的な分析を前提といたしまして、いわゆる特保などで認められているような保健用途に適する旨の表示と同程度の表示ができないかということで、健康増進法の規制緩和をお願いしたいというのが三つ目のポイントでございます。

中長期的には、製造食品と農産物でやはり性格が全然違いますので、農産物の特性を踏まえた農産物版の特保制度みたいなものを作っていただけると非常にありがたいと思っておりますけれども、まずは、健康増進法の規制緩和をお願いできないかということで参りました。

宮崎県といたしましても、先ほど申し上げたとおり、公設試験場のほうにかなり技術あるいは蓄積データがございますので、全国的な体制構築に全力で協力したいと考えてございます。

以上、3点、土壌の関係、ICT 管理、表示、この三つが規制緩和ということでお願いしたい主なポイントでございます。その他資料の方には、ポイント制度でありますとか認証制度、そういったお願いをしております。農産物につきましては、これまで、見かけ、形、大きさ、そういったものが重視されて、健康、栄養といった品質、そちらがある意味軽視されてきた状況にありまして、社会全体でなかなか受け入れる素地が育っていないという状況がございますので、そういったものを社会全体として構築していく上で、ある程度の制度を作っていただけると、そういったものに対する企業への優遇措置、そういったものできないかということで考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○坂村委員 健康フードビジネスみたいなことをおっしゃっているところは、日本全国でも結構たくさんあって、今回の特区の中でもそういう御提案はたくさんあるのですが、宮崎県が他と違って、なぜ宮崎県かというのはありますか。

○鈴木課長 おそらく他の県もおっしゃっていると思うんですけども、宮崎県は技術が一つ、他の県とは全然違う技術を持っていると思っております。このポンチ絵で言いますと、宮崎のポテンシャルの一つ目でございますが、これは元々は残留農薬を検査する技術から発展したものでございますけれども、国内流通農薬は420種類ぐらいありますが、宮崎県は残留農薬を2時間で全部一気に調べることができます。実際にそれをやっております。年間6,000件程度ずつ検査しておりますので、何かあったときに消費者の口に入る前にすぐにストップできるということで、非常に高い評価を得ているという技術がございますので、これが栄養とか健康とかそういったものを科学的に分析するのと同じ技術でございますので、そういったものがあれば、単に農産物が健康ですよと言うだけではなくて、科学的なデータと言いますか、根拠を示して、そういう農産物の健康性をアピールするようなことができるというのが、一つ目の宮崎県の違いでございます。

その他にも総合的作物管理 ICM とか色々、こちら辺は他県もやっているとは思いますが

れども、そういったものを含めまして、これは宮崎県の事情でございますけれども、今年度からフードビジネス推進構想を知事のもとで作りまして、農業が基幹産業であるうちの県にとって、農業だけではなくて、ちゃんと消費者のほうを向いた形でマーケットでやっていこうという一つの運動が立ち上がっているという、その二つで、宮崎県において健康という一つのモデルを作れないかという御提案を差し上げているところでございます。

○坂村委員 先ほど言っていたようなことの中で、無線機に関して言えば、届けばいいのではないですか。簡易無線局で届けば、0.1 ワットぐらいだったら行くんじゃないですか。

○前田主査 一応電波法の中で定められておりますので。

○坂村委員 全く無局だったら 0.01 ワットかもしれないけれども、簡易無線局で届けば、そんなに大変でないようにも思えますが。

○前田主査 特定エリアという考え方もあるかと思いますが、無線機が正しく動いているかどうかの適合基準というものを取得しなければいけないとか、そういったところが。

○坂村委員 それはメーカーの話であって、適合しているものを持ってきて使うだけだったら、自分で無線機を作るわけではないだろうから、それはそんなに大変なのですか。

○前田主査 免許を取得するに当たっては、必ず使う方が申請しなければいけなくなりますので、機器はメーカーが作りますけれども、その後の免許の取得といったものは全て、今回の場合は農家がやる必要があり、かなりハードルが高いのかなと思います。

○坂村委員 0.1 ワットぐらいだったら、簡易無線局だから機械の免許登録はしても、個々の利用者の免許は要らないんじゃないかなかったです。

○前田主査 そんなことはありません。

○坂村委員 うーん、うろ覚えだけれども、0.25 ワットまでは簡易無線局申請で良かったと思うけど。うちもそういうことをやっているから。

○鈴木課長 それは問題整理して、できるところはもちろんやってまいりたいと思っています。

○坂村委員 食品の最後に言っていた表示するというのに関しては、何を表示するんですか。

○鈴木課長 今の特保であれば、この食品は例えば、おなかの調子を整えるものと、こういう成分が入っている食品ですと。

○坂村委員 それは何で規制があるかと言うと、県がおやりになるのでインチキはやらないと思うけれども、この手の類いの部分だと変な人もたくさんいるじゃないですか。

○鈴木課長 そうなんです。ですから、そういった意味で、我々も単に規制を全部緩和していただくとなると、逆に信用が下がると。

○坂村委員 だから、逆に基準を設けて、こういう場合にはとか、県の食品検査機関が何かやったからとか、何かの条件がないと、何でもオーケーとやってしまったら、はっきり

言って、道を歩けば悪い人ということもあるわけだから、現に揉め事も起こっているじゃないですか。今より緩和して、そういうことを書けるようにするにしても、何らかの条件制約が必要ですよ。

○鈴木課長 パッケージでやらないとダメということですね。私も全くそう思っていて、そういった意味で、単なる規制緩和ではなくて、その制度を作ってほしいというか、それも一体としてやっていただきたい。

○坂村委員 そうですよ。何かの条件もなくというわけにもいかないだろうから、何でもかんでもというわけにはいかない。

○鈴木課長 何が何でも、これは体にいいものですよと言ったら、逆に表示の信頼性が落ちますから、そういったことで農業にとっては逆にマイナスになると思います。そういった意味で、宮崎県が提案したというのは、検査技術が非常に確立しているということもありますので。

○坂村委員 そういうような条件が必要と言った場合に、宮崎県だったら、こういう条件ならどうかという提案もできますよということですか。

○鈴木課長 それはできます。

○坂村委員 分かりました。

○藤原参事官 どうもありがとうございました。